

平成 30(2018)年度 栃木県放課後児童支援員認定資格研修案内

1. 研修対象者

「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（平成 26 年厚生労働省令第 63 号）及び「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令」（平成 30 年厚生労働省令第 46 号）における第 10 条第 3 項の各号（第 1 号～第 10 号）のいずれかに該当する方〔注 1〕で、「放課後児童支援員」として放課後児童健全育成事業に従事している方、または従事しようとする方。

※留意点 平成 30 年度の認定資格研修から、以下の方に受講要件が拡大しています。

- ・ 5 年以上放課後児童健全育成事業に従事した者（高等学校卒業不要）
- また、「教諭となる資格を有する者」については、「教育職員免許法第 4 条に規定する免許状を有する者」と明確化されました。

〔注 1〕 受講申込書（様式第 1 号）裏面の「受講資格」を参照願います。

2. 研修日程、会場及び定員（日程の詳細は別紙のとおり）

第 1 回 （県央）栃木県産業会館 定員 120 名（平日）

7 月 3 日（火）、7 月 4 日（水）、7 月 6 日（金）、7 月 9 日（月）、7 月 11 日（水）、7 月 13 日（金）、7 月 19 日（木）、7 月 20 日（金）

第 2 回 （県北）大田原市市民交流センター（トコトコ大田原内）

定員 120 名（土・日・平日）

9 月 2 日（日）、9 月 4 日（火）、9 月 9 日（日）、9 月 22 日（土）、9 月 23 日（日）

第 3 回 （県南）足利市民プラザ 定員 120 名（日・平日）

9 月 30 日（日）、10 月 1 日（月）、10 月 7 日（日）、10 月 8 日（月）、10 月 10 日（水）、10 月 11 日（木）

第 4 回 （県南）白鷗大学 定員 120 名（日）

11 月 11 日（日）、11 月 25 日（日）、12 月 9 日（日）、12 月 23 日（日）

第 5 回 （県央）栃木県教育会館 定員 120 名（日・平日）

平成 31 年 2 月 10 日（日）、2 月 12 日（火）、2 月 17 日（日）、2 月 24 日（日）、2 月 25 日（月）

【タイムスケジュール】

平日	9:00～	9:30～	11:00～	11:10～	12:40～
	9:30	11:00	11:10	12:40	13:10
土曜	受付	講義1	休憩	講義2	レポート作成

日曜	9:00～	9:30～	11:00～	11:10～	12:40～	13:40～	15:10～	15:20～	16:50～
	9:30	11:00	11:10	12:40	13:40	15:10	15:20	16:50	17:20
	受付	講義1	休憩	講義2	昼休憩	講義3	休憩	講義4	レポート作成

※講義は 1 コマあたり 90 分間、休憩は 10 分間を予定しております。

[受付時間]

研修初日 : 9時00分～9時20分 (講義前にオリエンテーションを行います。)
2日目以降 : 9時00分～9時30分

※研修初日はオリエンテーションを実施致します。お早目にお越しください。

3. 受講費用

- ・受講料は無料
- ・テキスト名【放課後児童支援員都道府県認定資格研修教材 (中央法規出版)】
研修テキスト代 1,000円 (実費)
〔 受講申込時に購入を希望した方のみ、研修初日にテキストをお渡しし、実費を徴収します。昨年度と同じテキストですので、お持ちの方は購入不要です。 〕
- ・会場までの交通費は、各自負担をお願いします。
- ・昼食は会場をご利用いただけないケースがありますので受講案内をご確認ください。

4. 受講の申込み

- 放課後児童クラブに勤務している方
受講申込書 (別紙「様式第1号」) を 所属の放課後児童クラブを通して所管の市町担当課あてに提出してください。
- 放課後児童クラブに今後勤務を希望する方
受講申込書を 居住地の市町担当課あてに提出してください。

[添付書類]

- ・受講申込書の裏面に記載された受講資格ごとの「確認書類」を参考に、必要書類を添付してください。
- ・一部科目修了者の方は、確認書類は不要です。「一部科目修了者証」の写しのみ添付してください。なお、「一部科目修了証」がお手元に届いていない場合は、その旨、受講申込書の裏面に御記入ください。
(※「一部科目修了書」の発行は、研修修了後1ヶ月程度かかります。)
- ・再申込みの方で、前回の申込時に確認書類を添付した方は、今回は添付不要です。受講申込書の裏面に、前回の「申込年度と回数」を御記入ください。

[研修申込期限]

第1回 (宇都宮会場)	平成30年6月13日(水)
第2回 (大田原会場)	平成30年7月26日(木)
第3回 (足利会場)	平成30年8月24日(金)
第4回 (小山会場)	平成30年10月5日(金)
第5回 (宇都宮会場)	平成30年12月21日(金)

5. 受講者の決定

- ・受講の可否については、申込者宛てに直接お知らせします。
また、所属する放課後児童クラブへは、市町を通じてお知らせします。
- ・希望者が受講定員を超えた場合は、市町と調整の上決定します。
◎ 研修の受講決定案内 各回初日の10日前後に通知予定

第1回 (宇都宮会場) での決定案内は、スケジュールの関係上、研修日5日前ほどになる可能性があります。御了承ください。

6. 受講科目 全16科目 (1科目90分)

(1) 放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ) の理解

- ①放課後児童健全育成事業の目的及び制度内容
 - ②放課後児童健全育成事業の一般原則と権利擁護
 - ③子ども家庭福祉施策と放課後児童クラブ
 - (2)子どもを理解するための基礎知識
 - ④子どもの発達理解
 - ⑤児童期（6歳～12歳）の生活と発達
 - ⑥障害のある子どもの理解
 - ⑦特に配慮を必要とする子どもの理解
 - (3)放課後児童クラブにおける子どもの育成支援
 - ⑧放課後児童クラブに通う子どもの育成支援
 - ⑨子どもの遊びの理解と支援
 - ⑩障害のある子どもの育成支援
 - (4)放課後児童クラブにおける保護者・学校・地域との連携・協力
 - ⑪保護者との連携・協力と相談支援
 - ⑫学校・地域との連携
 - (5)放課後児童クラブにおける安全・安心への対応
 - ⑬子どもの生活面における対応
 - ⑭安全対策・緊急時対応
 - (6)放課後児童支援員として求められる役割・機能
 - ⑮放課後児童支援員の仕事内容
 - ⑯放課後児童クラブの運営管理と運営主体の法令の遵守
- ※ 受講資格により免除科目がありますので、受講申込書（様式第1号）裏面の「免除科目」を御確認ください。

7. 問い合わせ先

株式会社東京リーガルマインド 新規事業本部 放課後児童支援員研修事務局

住 所 〒164-0001 東京都中野区中野 4-11-10

電 話 03-5913-6225 F A X 03-5913-6387

担当者 鈴木真人 nao-suzuki@lec-jp.com

田中秀幸 hide-tanaka@lec-jp.com

<本研修は、栃木県が株式会社東京リーガルマインドに委託して実施致します>

8. 市町 放課後児童クラブ所管課 連絡先

番号	市町名	担当課	郵便番号	住 所	TEL	FAX
1	宇都宮市	生涯学習課	320-8540	宇都宮市旭1-1-5	028-632-2676	028-632-2675
2	足利市	児童家庭課	326-8601	足利市本城3-2145	0284-20-2137	0284-21-2409
3	栃木市	子育て支援課	328-8686	栃木市万町9-25	0282-21-2223	0282-21-2681
4	佐野市	こども課	327-8501	佐野市高砂町1	0283-20-3023	0283-24-2708
5	鹿沼市	子育て支援課	322-8601	鹿沼市今宮町1688-1	0289-63-2160	0289-63-2119
6	日光市	子育て支援課	321-1292	日光市今市本町1	0288-21-5186	0288-21-5105
7	小山市	こども課	323-0023	小山市中央町2-2-21 保健福祉センター2階	0285-22-9638	0285-22-9670
8	真岡市	保育課	321-4395	真岡市荒町5191	0285-83-8035	0285-82-2340
9	大田原市	子ども幸福課	324-8641	大田原市本町1-4-1	0287-23-8601	0287-23-7632
10	矢板市	子ども課	329-2192	矢板市本町5-4	0287-44-3600	0287-43-5404
11	那須塩原市	保育課	329-2792	那須塩原市あたご町2-3	0287-46-5535	0287-37-9156
12	さくら市	児童課	329-1392	さくら市氏家2771	028-681-1125	028-681-1482
13	那須烏山市	こども課	321-0627	那須烏山市南1-562-12 こども館内	0287-80-0281	0287-80-0277
14	下野市	こども福祉課	329-0492	下野市笹原26	0285-32-8903	0285-32-8603
15	上三川町	福祉課	329-0696	上三川町しらさぎ1-1	0285-56-9130	0285-56-6868
16	益子町	健康福祉課	321-4293	益子町大字益子2030	0285-72-8865	0285-70-1141
17	茂木町	保健福祉課	321-3598	茂木町大字茂木155	0285-63-5631	0285-63-5600
18	市貝町	こども未来課	321-3493	市貝町大字市塙1280	0285-68-1119	0285-68-1172
19	芳賀町	こども育成課	321-3392	芳賀町大字祖母井1020	028-677-6024	028-677-3123
20	壬生町	こども未来課	321-0292	壬生町通町12-22	0282-81-1831	0282-81-1121
21	野木町	こども教育課	329-0195	野木町大字丸林571	0280-57-4138	0280-57-4192
22	塩谷町	保健福祉課	329-2292	塩谷町大字玉生741	0287-45-1119	0287-41-1014
23	高根沢町	こどもみらい課	329-1292	高根沢町大字石末1825	028-675-6466	028-675-6820
24	那須町	こども未来課	329-3292	那須町大字寺子丙3-13	0287-72-6959	0287-71-1017
25	那珂川町	子育て支援課	324-0692	那珂川町馬頭409	0287-92-1115	0287-92-2406

会場案内図

■ 第1回（宇都宮会場）

栃木県産業会館（宇都宮市中央 3-1-4 ☎028-636-6151）



- ・市内循環バス「きぶな」（JR宇都宮駅発の関東バス） 宇都宮城址公園入口下車

- ・ JR 宇都宮駅より関東バス 馬場町 下車 徒歩 5 分
※この会場には、駐車場が設定されていませんので、公共交通機関、近隣のコインパーキング等をご利用ください。

■ 第 2 回（大田原会場）

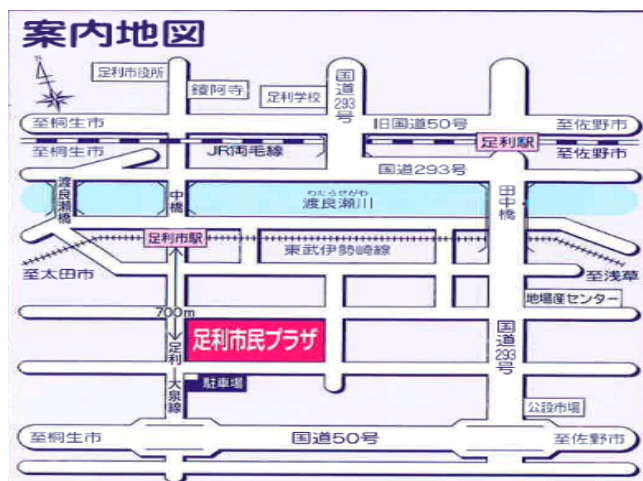
大田原市市民交流センター（トコトコ大田原内）（大田原市中央 1-3-15 ☎0287-47-7003）



- ・ JR 西那須野駅から東野バス「トコトコ大田原前」下車（バス所要時間 10 分）

■ 第 3 回（足利会場）

足利市民プラザ（足利市朝倉町 264 ☎0284-72-8511）



- ・ 東武伊勢崎線足利市駅から徒歩 10 分
- ・ JR 両毛線足利駅から徒歩 20 分

■ 第4回（小山会場）

白鷗大学 本キャンパス（小山市駅東通り 2-2-2 ☎0285-22-1111）



・ JR 小山駅東口から徒歩 1 分

※駐車場はありませんので、公共交通機関や近隣のコインパーキングをご利用ください。

■ 第5回（宇都宮会場）

栃木県教育会館（宇都宮市駒生 1-1-6 ☎028-621-7177）



・ バス

宇都宮駅西口 関東バス「作新学院・駒生」行き 東中丸下車
東部宇都宮駅 「作新学院・駒生」行き 東中丸下車

【様式第1号】

栃木県放課後児童支援員認定資格研修 受講申込書

年 度	30	受講を希望する回	第	回	申 込 日	平成 年 月 日
受講者	氏 名	ふりがな			生年月日	昭和 ・ 平成
						年 月 日
	住 所	〒				
連 絡 先	電話番号					
	メールアドレス					
所 属 ク ラ ブ	名 称	※ 現在所属する放課後児童クラブについて、必ず記入してください。				
	住 所	〒				
連 絡 先	電話番号					
	ファックス					
受 講 資 格	※ 裏面を参照し、該当号にチェックをしてください。 ※ 一部科目修了者は、前回申込時の該当号にチェックをしてください。					
	<input type="checkbox"/> 1号	<input type="checkbox"/> 2号	<input type="checkbox"/> 3号	<input type="checkbox"/> 4号	<input type="checkbox"/> 5号	
	<input type="checkbox"/> 6号	<input type="checkbox"/> 7号	<input type="checkbox"/> 8号	<input type="checkbox"/> 9号	<input type="checkbox"/> 10号	
一部科目修了者	修了年度	年度	一部科目修了証の番号		第 号	
	修了科目			今回の受講科目		
(※ 市町記入欄) 市町の証明		上記の者は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第10条第3項第9号及び同10号に基づく受講資格を有する事を証明する。 平成 年 月 日				
※ 受講資格が「9号」「10号」の場合は、市町の証明をお願いします。		印				
研修テキストの 購入申込み	※いづれかに○をつけてください 希望あり 希望なし			※ 今年度は、下記のテキストを使用します。 「放課後児童支援員都道府県認定資格研修教材」 [中央法規出版(株)] (発行) 2015年8月30日 (割引価格) 1,000円(税込み)		

※ 太枠内を御記入ください。申込書に記入していただいた情報は、本研修に関することに使用するほか、認定資格者情報の厚生労働省への報告及び都道府県間の相互の利用・提供のためのみに使用します。

< 受講資格確認書類 >

※ 該当する受講資格及び提出する確認書類の「□」欄をチェックしてください。

※ 確認書類として、実務経験証明書は原本、その他は写しを提出してください。

※ 一部科目修了者は、一部科目修了証の写しのみ提出してください。

※ 再申込みの方は、確認書類不要です。前回の
申込年度と回数を記入してください。

→

前回	年度	第	回
----	----	---	---

受講資格	該当者	確認書類(実務経験証明書以外は写し)	免除科目
<input type="checkbox"/> 1号	保育士の資格を有する者	<input type="checkbox"/> 保育士(保母)資格証明書 <input type="checkbox"/> 指定保育士養成施設卒業証明書 <input type="checkbox"/> 保育士養成課程修了証明書 <input type="checkbox"/> 保育士試験合格通知書 <input type="checkbox"/> 保育士証	い ず つ れ か ④・⑤ ⑥・⑦
<input type="checkbox"/> 2号	社会福祉士の資格を有する者	<input type="checkbox"/> 社会福祉士試験合格通知書 <input type="checkbox"/> 社会福祉士登録証	い ず つ れ か ⑥・⑦
<input type="checkbox"/> 3号	学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による高等学校(旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校を含む。)若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者(第9号において「高等学校卒業者等」という)であつて、2年以上児童福祉事業に従事した者	<input type="checkbox"/> 卒業証書 <input type="checkbox"/> 卒業証明書 + <input type="checkbox"/> 実務経験証明書【原本】	い ず つ れ か
<input type="checkbox"/> 4号	教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条に規定する免許状を有する者	<input type="checkbox"/> 教育職員免許状 <input type="checkbox"/> 教育職員免許状授与証明書	い ず つ れ か ④・⑤
<input type="checkbox"/> 5号	学校教育法の規定による大学(旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学を含む。)において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者	<input type="checkbox"/> 卒業証書 <input type="checkbox"/> 卒業証明書	い ず つ れ か
<input type="checkbox"/> 6号	学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学が認められた者	<input type="checkbox"/> 大学院入学許可書等	
<input type="checkbox"/> 7号	学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者	<input type="checkbox"/> 修了証明書等	
<input type="checkbox"/> 8号	外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者	<input type="checkbox"/> 卒業証書 (外国語の場合 翻訳を添付) <input type="checkbox"/> 卒業証明書 (")	い ず つ れ か
<input type="checkbox"/> 9号	高等学校卒業者等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であつて、市町村長が適当と認めた者	<input type="checkbox"/> 卒業証書 <input type="checkbox"/> 卒業証明書 + <input type="checkbox"/> 実務経験証明書【原本】	い ず つ れ か
<input type="checkbox"/> 10号	5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であつて、市町村長が適当と認めた者	<input type="checkbox"/> 実務経験証明書【原本】	

<input type="checkbox"/> 一部 修了	<input type="checkbox"/> 一部科目修了者	<input type="checkbox"/> 一部科目修了証 (A4版・携帯用いづれでも可)	受講済の 科目
-----------------------------------	----------------------------------	---	------------

栃木県放課後児童支援員認定資格研修 受講申込書

年 度	30	受講を希望する回	第 1 回	申 込 日	平成 30 年 6 月 10 日
受講者	氏 名	ふりがな とちぎ はなこ		生年月日	昭和・平成
		栃木 花子			62 年 1 月 1 日
	住 所	〒 320-8501			
		栃木県宇都宮市埴田 〇-〇-〇〇			
連 絡 先	電話番号	028-623-〇〇〇〇			
	メールアドレス	kodomom@pref.tochigi.lg.jp			
所 属 ク ラ ブ	名 称	※ 現在所属する放課後児童クラブについて、必ず記入してください。 とちまる放課後児童クラブ			
	住 所	〒 320-8501			
		栃木県宇都宮市〇〇 〇-〇			
	連 絡 先	電話番号	028-623-〇〇〇〇		
ファックス		028-623-〇〇〇〇			
受 講 資 格	※ 裏面を参照し、該当号にチェックをしてください。 ※ 一部科目修了者は、前回申込時の該当号にチェックをしてください。 <input type="checkbox"/> 1号 <input type="checkbox"/> 2号 <input type="checkbox"/> 3号 <input type="checkbox"/> 4号 <input type="checkbox"/> 5号 <input type="checkbox"/> 6号 <input type="checkbox"/> 7号 <input type="checkbox"/> 8号 <input checked="" type="checkbox"/> 9号〔 下記「市町の証明」が必要 〕				
一部科目修了者	修了年度	29 年度	一部科目修了証の番号	第 〇〇 号	
	※ 一部科目修了者は、必ず記入してください。	修了科目	③～⑬	今回の受講科目	① ②
(※ 市町記入欄) 市町の証明	上記の者は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する 基準第10条第3項第9号に基づく受講資格を有する事を証明する。 平成 30 年 6 月 18 日 〇〇〇課長 〇 〇 〇 〇 ※ 一部修了者及び再申込者は不要				
※ 受講資格が「9号」の場合は、市町の証明をお願いします。	印				
研修テキストの購入申込み	※ いずれかに〇をつけてください。		※ 今年度は、下記のテキストを使用します。 (放課後児童支援員都道府県認定資格研修教材 認定資格研修のポイントと講義概要[中央法規出版(株)] (発行) 2015年8月30日 (価格) 1,000円(税込み)) ※ 受講が決定した方は、あらかじめ書店でお求めください。 ※ なお、左記により購入を希望した方には、当日販売します。		
	希望あり				
	希望なし				

※ 太枠内を御記入ください。申込書に記入していただいた情報は、本研修に関することに使用するほか、認定資格者情報の厚生労働省への報告及び都道府県間の相互の利用・提供のためのみに使用します。

< 受講資格確認書類 >

※ 該当する受講資格及び提出する確認書類の「□」欄をチェックしてください。

※ 確認書類は、実務経験証明書は原本、その他は写しを提出してください。

※ 一部科目修了者は、一部科目修了証の写しのみ提出してください。

※ 再申込みの方は、確認書類不要です。前回の
申込年度と回数を記入してください。

→

前回	年度	第	回
----	----	---	---

受講資格	該当者	確認書類	免除科目
<input type="checkbox"/> 1号	保育士の資格を有する者	<input type="checkbox"/> 保育士(保母)資格証明書 <input type="checkbox"/> 指定保育士養成施設卒業証明書 <input type="checkbox"/> 保育士養成課程修了証明書 <input type="checkbox"/> 保育士試験合格通知書 <input type="checkbox"/> 保育士証	い — ず つ れ か ④・⑤ ⑥・⑦
<input type="checkbox"/> 2号	社会福祉士の資格を有する者	<input type="checkbox"/> 社会福祉士試験合格通知書 <input type="checkbox"/> 社会福祉士登録証	い — ず つ れ か ⑥・⑦
<input type="checkbox"/> 3号	学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による高等学校(旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校を含む。)若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者(第9号において「高等学校卒業等」という)であって、2年以上児童福祉事業に従事した者	<input type="checkbox"/> 卒業証書 <input type="checkbox"/> 卒業証明書 + <input type="checkbox"/> 実務経験証明書【原本】	い — ず つ れ か
<input type="checkbox"/> 4号	教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条に規定する免許状を有する者	<input type="checkbox"/> 教育職員免許状 <input type="checkbox"/> 教育職員免許状授与証明書	い — ず つ れ か ④・⑤
<input type="checkbox"/> 5号	学校教育法の規定による大学(旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学を含む。)において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者	<input type="checkbox"/> 卒業証書 <input type="checkbox"/> 卒業証明書	い — ず つ れ か
<input type="checkbox"/> 6号	学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学が認められた者	<input type="checkbox"/> 大学院入学許可書等	
<input type="checkbox"/> 7号	学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者	<input type="checkbox"/> 修了証明書等	
<input type="checkbox"/> 8号	外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者	<input type="checkbox"/> 卒業証書 (外国語の場合 翻訳を添付) <input type="checkbox"/> 卒業証明書 (")	い — ず つ れ か
<input checked="" type="checkbox"/> 9号	高等学校卒業等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市町村長が適当と認めた者	<input type="checkbox"/> 卒業証書 <input type="checkbox"/> 卒業証明書 + <input type="checkbox"/> 実務経験証明書【原本】	い — ず つ れ か
<input type="checkbox"/> 10号	5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市町村長が適当と認めた者	<input type="checkbox"/> 実務経験証明書【原本】	
<input checked="" type="checkbox"/> 一部 修了	一部科目修了者	<input checked="" type="checkbox"/> 一部科目修了証 (A4版・携帯用いずれでも可)	受講済の 科目

平成30年度 栃木県放課後児童支援員認定資格研修 スケジュール(日程・会場)

	会 場	月 日	曜日	時 間	科目 番号	科 目 名
第1回	栃木県産業会館	2018/7/3	火	9:30~11:00	1	①放課後児童健全育成事業の目的及び制度内容
				11:10~12:40	2	②放課後児童健全育成事業の一般原則と権利擁護
		2018/7/4	水	9:30~11:00	3	③子ども家庭福祉施策と放課後児童クラブ
				11:10~12:40	8	⑧放課後児童クラブに通う子どもの育成支援
		2018/7/6	金	9:30~11:00	9	⑨子どもの遊びの理解と支援
				11:10~12:40	10	⑩障害のある子どもの育成支援
		2018/7/9	月	9:30~11:00	6	⑥障害のある子どもの理解
				11:10~12:40	7	⑦特に配慮を必要とする子どもの理解
		2018/7/11	水	9:30~11:00	4	④子どもの発達理解
				11:10~12:40	5	⑤児童期(6~12歳)の生活と発達
		2018/7/13	金	9:30~11:00	11	⑪保護者との連携・協力和相談支援
				11:10~12:40	12	⑫学校・地域との連携
		2018/7/19	木	9:30~11:00	14	⑭安全対策・緊急時対応
				11:10~12:40	15	⑮放課後児童支援員の仕事内容
		2018/7/20	金	9:30~11:00	16	⑯放課後児童クラブの運営管理と運営主体の法令の遵守
				11:10~12:40	13	⑬子どもの生活面における対応
第2回	大田原市 市民交流センター	2018/9/2	日	9:30~11:00	1	①放課後児童健全育成事業の目的及び制度内容
				11:10~12:40	2	②放課後児童健全育成事業の一般原則と権利擁護
				13:40~15:10	3	③子ども家庭福祉施策と放課後児童クラブ
				15:20~16:50	8	⑧放課後児童クラブに通う子どもの育成支援
		2018/9/4	火	9:30~11:00	9	⑨子どもの遊びの理解と支援
				11:10~12:40	10	⑩障害のある子どもの育成支援
		2018/9/9	日	9:30~11:00	4	④子どもの発達理解
				11:10~12:40	5	⑤児童期(6~12歳)の生活と発達
				13:40~15:10	6	⑥障害のある子どもの理解
				15:20~16:50	7	⑦特に配慮を必要とする子どもの理解
		2018/9/22	土	9:30~11:00	11	⑪保護者との連携・協力和相談支援
				11:10~12:40	12	⑫学校・地域との連携
		2018/9/23	日	9:30~11:00	14	⑭安全対策・緊急時対応
				11:10~12:40	13	⑬子どもの生活面における対応
				13:40~15:10	15	⑮放課後児童支援員の仕事内容
				15:20~16:50	16	⑯放課後児童クラブの運営管理と運営主体の法令の遵守
第3回	足利市民プラザ	2018/9/30	日	9:30~11:00	1	①放課後児童健全育成事業の目的及び制度内容
				11:10~12:40	2	②放課後児童健全育成事業の一般原則と権利擁護
				13:40~15:10	3	③子ども家庭福祉施策と放課後児童クラブ
				15:20~16:50	8	⑧放課後児童クラブに通う子どもの育成支援
		2018/10/1	月	9:30~11:00	9	⑨子どもの遊びの理解と支援
				11:10~12:40	10	⑩障害のある子どもの育成支援
		2018/10/7	日	9:30~11:00	4	④子どもの発達理解
				11:10~12:40	5	⑤児童期(6~12歳)の生活と発達
				13:40~15:10	6	⑥障害のある子どもの理解
				15:20~16:50	7	⑦特に配慮を必要とする子どもの理解
		2018/10/8	月	9:30~11:00	11	⑪保護者との連携・協力和相談支援
				11:10~12:40	13	⑬子どもの生活面における対応
		2018/10/10	水	9:30~11:00	12	⑫学校・地域との連携
				11:10~12:40	14	⑭安全対策・緊急時対応
		2018/10/11	木	9:30~11:00	15	⑮放課後児童支援員の仕事内容
				11:10~12:40	16	⑯放課後児童クラブの運営管理と運営主体の法令の遵守

	会 場	月 日	曜 日	時 間	科目 番号	科 目 名
第4回	白鷗大学	2018/11/11	日	9:30～11:00	1	①放課後児童健全育成事業の目的及び制度内容
				11:10～12:40	2	②放課後児童健全育成事業の一般原則と権利擁護
				13:40～15:10	3	③子ども家庭福祉施策と放課後児童クラブ
				15:20～16:50	8	⑧放課後児童クラブに通う子どもの育成支援
		2018/11/25	日	9:30～11:00	4	④子どもの発達理解
				11:10～12:40	5	⑤児童期(6～12歳)の生活と発達
				13:40～15:10	6	⑥障害のある子どもの理解
				15:20～16:50	7	⑦特に配慮を必要とする子どもの理解
		2018/12/9	日	9:30～11:00	9	⑨子どもの遊びの理解と支援
				11:10～12:40	10	⑩障害のある子どもの育成支援
				13:40～15:10	11	⑪保護者との連携・協力と相談支援
				15:20～16:50	12	⑫学校・地域との連携
		2018/12/23	日	9:30～11:00	14	⑭安全対策・緊急時対応
				11:10～12:40	13	⑬子どもの生活面における対応
				13:40～15:10	15	⑮放課後児童支援員の仕事内容
				15:20～16:50	16	⑯放課後児童クラブの運営管理と運営主体の法令の遵守
第5回	栃木県教育会館	2019/2/10	日	9:30～11:00	1	①放課後児童健全育成事業の目的及び制度内容
				11:10～12:40	2	②放課後児童健全育成事業の一般原則と権利擁護
				13:40～15:10	3	③子ども家庭福祉施策と放課後児童クラブ
				15:20～16:50	8	⑧放課後児童クラブに通う子どもの育成支援
		2019/2/12	火	9:30～11:00	9	⑨子どもの遊びの理解と支援
				11:10～12:40	10	⑩障害のある子どもの育成支援
		2019/2/17	日	9:30～11:00	4	④子どもの発達理解
				11:10～12:40	5	⑤児童期(6～12歳)の生活と発達
				13:40～15:10	6	⑥障害のある子どもの理解
				15:20～16:50	7	⑦特に配慮を必要とする子どもの理解
		2019/2/24	日	9:30～11:00	11	⑪保護者との連携・協力と相談支援
				11:10～12:40	13	⑬子どもの生活面における対応
				13:40～15:10	12	⑫学校・地域との連携
				15:20～16:50	14	⑭安全対策・緊急時対応
		2019/2/25	月	9:30～11:00	15	⑮放課後児童支援員の仕事内容
				11:10～12:40	16	⑯放課後児童クラブの運営管理と運営主体の法令の遵守